

実務経験証明書の記入要領

1) 実務経験

グラウト工事に関する「実務経験」とは、以下の工事を施工に従事した経験をいいます。

① 薬液注入工事

地盤を対象とする薬液注入工事

<対象外工事>

コンクリート補修工事や防水工事など地盤以外の各種構造物に対する薬液注入工事は含みません。

② 高圧噴射攪拌工事

地盤を対象とするジェットグラウト工事

<対象外工事>

深層混合処理等の機械攪拌式(ジェット併用を含む)、各種ドレーン、コンパクション工事等は含みません。

③ ボーリンググラウチング工事

ダム工事、トンネル工事や地下構造物工事における岩盤を対象としたボーリンググラウチング工事及び土堰堤・堤防等の軟弱地盤や空隙(トンネル背面への注入を含む)を対象としたボーリンググラウチング工事

<対象外工事>

地質調査やさく井等のボーリングのみの工事は含みません。

なお、施工に直接関わらない以下の経験は含みません。

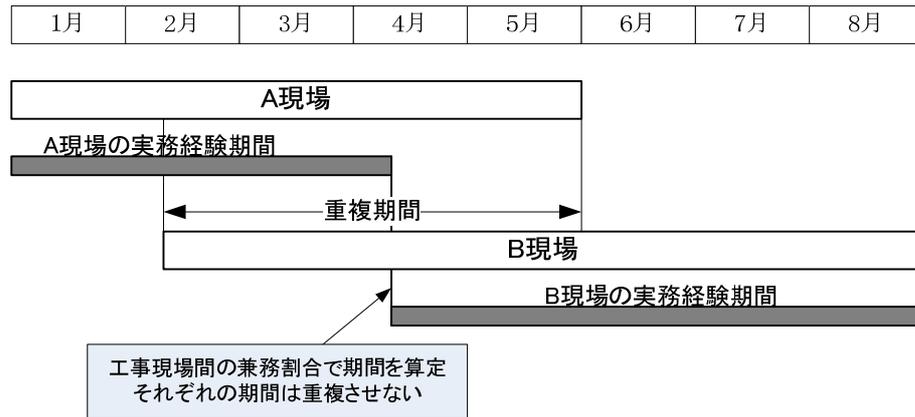
- ・ 設計、計画、検討、見積、営業の経験
- ・ 研究所・学校・訓練所等における研究、教育及び指導等の経験
- ・ 事務系の仕事に関する経験

2) 職長としての実務経験

現場の作業員を直接に指揮監督する立場であり、職長のほか、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任、作業主任等の職種の実務経験を含みます。

3) 実務経験年数の考え方

実務経験の年数(期間)は、当該工事に従事した期間であり、工事の契約工期ではありません。工期が重複する複数の工事を短期間で移動を繰り返す場合は、以下のとおり従事割合に応じて工事毎の期間を算定してください。



複数の現場での従事期間が重複している場合の経験期間の算定

4) 証明者について

証明者欄には現在の勤務先の代表者等の署名・押印（公印）が必要です。

以前に勤めていた会社の経験を含めて、現在の会社の証明で結構です。

- ・受講者自身が代表者の場合

受講者自身が代表者の場合は、証明欄に代表者である旨を明記し、自分で証明して証明者との関係には「本人」と記入してください。